



2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社 I N F O R I C H
代表者名 代表取締役社長兼執行役員 Group CEO 秋山 広宣
(東証グロース市場、コード：9338)
問合せ先 執行役員 Group Corporate Planning&IR 担当 青木 拓也
メール : ir@inforichjapan.com

会 社 名 株式会社 BCJ-102
代 表 者 名 代表取締役 杉本 勇次

**株式会社 BCJ-102 による
株式会社 I N F O R I C H (証券コード：9338) の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-102 は、本日、株式会社 I N F O R I C H の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社BCJ-102（公開買付者）が、株式会社 I N F O R I C H（本公開買付けの対象者）に行つた要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026年2月13日付「株式会社 I N F O R I C H (証券コード：9338) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社 BCJ-102

代表者名 代表取締役 杉本 勇次

株式会社INFORICH（証券コード：9338）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 BCJ-102（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年2月13日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のグロース市場（以下「東京証券取引所グロース市場」といいます。）に上場している株式会社INFORICH（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 本公開買付けの内容」の「(2) 買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの内容

（1）対象者の名称

株式会社INFORICH

（2）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権（以下(i)乃至(vii)の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。また、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を個別に又は総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。）

(i) 2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年3月16日から2029年3月16日まで）

(ii) 2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年3月16日から2029年3月15日まで）

(iii) 2019年3月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年3月16日から2029年3月15日まで）

(iv) 2021年10月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年11月2日から2031年11月2日まで）

(v) 2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）

(vi) 2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）

(vii) 2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2034年10月30日まで）

（3）買付け等の期間

2026年2月16日（月曜日）から2026年3月31日（火曜日）まで（30営業日）

（4）買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金4,560円

② 新株予約権

(i) 第4回新株予約権1個につき、金89,225円

(ii) 第5回新株予約権1個につき、金89,225円

- (iii) 第6回新株予約権1個につき、金89,225円
- (iv) 第8回新株予約権1個につき、金62,400円
- (v) 第12回新株予約権1個につき、金15,800円
- (vi) 第13回新株予約権1個につき、金15,800円
- (vii) 第14回新株予約権1個につき、金15,800円

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,534,388 (株)	6,042,900 (株)	— (株)
合計	9,534,388 (株)	6,042,900 (株)	— (株)

(6) 決済の開始日

2026年4月7日（火曜日）

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社（復代理人） 東京都港区南青山二丁目6番21号

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-101（以下「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、対象者の株券等を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2026年1月28日に設立された株式会社です。本日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

ベインキャピタルは、全世界で約1,850億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約70名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めています。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する者を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、レジル株式会社、株式会社ヨーク・ホールディングス、株式会社日新、田辺三菱製薬株式会社（現田辺ファーマ株式会社）、株式会社ジャムコ、株式会社レッドバロン、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング（現 株式会社 BREXA Holdings）、株式会社T&K TOKA、株式会社IDAJ、株式会社エビデント（旧 オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現 株式会社プロテリアル）、株式会社Linc'well、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ハイ株式会社（現 STORES 株式会社）、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社（現 エンバーポイント株式会社）、株式会社Works Human Intelligence 等、合計42社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約400社、追加投資を含めると約1,450社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的としたいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施いたします。

（注1）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます（東京証券取引所有価証券上場規程第441条をご参照ください。）。本取引においては、対象者の代表取締役社長兼執行役員 Group CEO であり対象者の筆頭株主（直近（2025年12月31日現在））である秋山広宣氏（以下「秋山氏」といいます。）が、秋山氏がそ

の議決権の全てを保有する資産管理会社（以下「秋山氏資産管理会社」といいます。）を通じて、公開買付者親会社の普通株式を取得することを予定しているとともに、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者及び秋山氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年2月13日付で、秋山氏（所有株式数：1,783,900株、所有割合（注2）：17.03%（注4））との間で公開買付応募・不応募契約書（以下「本応募・不応募契約」といいます。）を締結し、秋山氏は、（i）その所有する対象者株式のうち230,000株（所有割合：2.20%）について本公開買付けに応募する旨、（ii）613,900株（所有割合：5.86%）については、本貸株取引（以下に定義します。）が解消された場合に本公開買付けに応募する旨、（iii）940,000株（所有割合：8.97%、以下「本不応募株式」といいます。）については、本公開買付けに応募しない旨（ただし、本スクイーズアウト手続（以下に定義します。）により処理される予定です。）、（iv）本臨時株主総会（以下に定義します。）の基準日において所有する対象者株式について、本臨時株主総会において本株式併合（以下に定義します。）に関連する議案に賛成する旨等について合意しております。

（注2）「所有割合」とは、対象者が2026年2月13日付で公表した「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,820,645株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権78,699個（注3）の目的となる対象者株式の数（653,895株）を加算した株式数（10,474,540株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（152株）を控除した株式数（10,474,388株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注3）対象者から報告を受けた2025年12月31日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、第14回新株予約権のうち、38,917個についてはコタエル信託株式会社（以下「コタエル」といいます。）が保有しており、第14回新株予約権の発行要項並びにコタエル及び対象者の間の第14回新株予約権に係る割当契約上、対象者又はその子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることが行使条件として定められ、コタエルによる行使はできないこととなっているため、当該38,917個については、2025年12月31日現在残存し行使可能な本新株予約権の数から除外しております。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第4回新株予約権	940個	23,500株
第5回新株予約権	2,300個	57,500株
第6回新株予約権	3,190個	79,750株
第8回新株予約権	6,590個	164,750株
第12回新株予約権	41,339個	206,695株
第13回新株予約権	6,955個	34,775株
第14回新株予約権	17,385個	86,925株
計	78,699個	653,895株

（注4）秋山氏とEQUITIES FIRST HOLDINGS LLCとの間の貸株取引（以下「本貸株取引」といいます。）により秋山氏がEQUITIES FIRST HOLDINGS LLCに対し貸し付けている613,900株（所有割合：5.86%）が含まれているとのことです。秋山氏は、秋山氏が所有する対象者株式のうち、230,000株（所有割合：2.20%）を東京証券信用組合に、480,000株（所有割合：4.58%）をマネックス証券株式会社に、460,000株（所有割合：4.39%）を株式会社みずほ銀行に担保として提供しているとのことですが、秋山氏において、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日までに、マネックス証券株式会社及び株式会社みずほ銀行に担保として提供した株式について担保を解除することが困難である見込みであり、マネックス証券株式会社及び株式会社みずほ銀行に担保として提供している940,000株については本公開買付けに応募しないこととしたとのことです。一方で、東京証券信用組合に対する被担保債務については、秋山氏において、公開買付期間の末日までにその返済を行う予定であることから、本応募・不応募契約において、東京証券信用組合に対し担保として提供している対象者株式について当該担保を解除した上で本公開買付けに応募する旨が定められています。また、本応募・不応募契約において、秋山氏は、本貸株取引を解約するために必要な手続

を行い、本貸株取引が解約された場合には、本貸株取引の解約により返還を受ける対象者株式を本公開買付けに応募する旨が定められています。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を6,042,900株（所有割合：57.69%）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（6,042,900株）は、本基準株式数（10,474,388株）に係る議決権数（104,743個）に3分の2を乗じた数（69,829個、小数点以下を切上げ）から、本不応募株式数（940,000株）に係る議決権の数（9,400個）を控除した数（60,429個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた株式数（6,042,900株）としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の手続を実施する際には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び秋山氏が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようするためです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）の2営業日前までに、172億円を限度として出資を受けるとともに、株式会社三井住友銀行から本決済開始日の前営業日までに、183億円を上限として融資（以下「本銀行融資（三井住友銀行）」といいます。）を受けること、株式会社SBI新生銀行から本決済開始日の前営業日までに、53億円を上限として融資（以下「本銀行融資（SBI新生銀行）」といいます。）を受けること、及び株式会社あおぞら銀行から本決済開始日の前営業日までに、28億円を上限として融資（以下「本銀行融資（あおぞら銀行）」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資（三井住友銀行）、本銀行融資（SBI新生銀行）及び本銀行融資（あおぞら銀行）に係る融資条件の詳細は、三井住友銀行、SBI新生銀行及びあおぞら銀行と別途協議の上、本銀行融資（三井住友銀行）、本銀行融資（SBI新生銀行）及び本銀行融資（あおぞら銀行）に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資（三井住友銀行）、本銀行融資（SBI新生銀行）及び本銀行融資（あおぞら銀行）に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、公開買付者及び秋山氏は、本応募・不応募契約において、本決済開始日後に、秋山氏、秋山氏資産管理会社及び本日現在において公開買付者親会社の議決権の全てを所有するBCPE Impulse Cayman, L.P.（以下「BCPE Impulse」といいます。）の間で株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、秋山氏資産管理会社が公開買付者親会社に出資し、公開買付者親会社の普通株式の5%（当該再出資後の議決権比率をいいます。）を取得すること（以下「本再出資」といいます。）を合意しております。本再出資における公開買付者親会社の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格（ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を行う場合には、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本

公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です（注5）。

（注5）なお、公開買付者親会社が秋山氏資産管理会社から本再出資を受ける理由は、秋山氏は、本取引後も対象者の経営に関与することを予定している中、秋山氏に対して、本取引後も対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものです。秋山氏資産管理会社による本再出資は、秋山氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかつた場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スケイズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権者（公開買付者を除きます。）の全員（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求（以下「新株予約権売渡請求」といいます、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式等売渡請求の承認を求める。対象者が取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、公開買付者は、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付するとともに、売渡新株予約権者がそれぞれ所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、各売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者取締役会は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、かかる株式等売渡請求を承認する予定とのことです。株式等売渡請求に関連する一般株主及び新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式又は本新株予約権の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 本株式併合

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年5月下旬を予定しています。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請す

る予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式等売渡請求及び本株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

③ 本新株予約権の取得及び消却

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されずに残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、又は本新株予約権者に対して本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者は、当該要請を受けた場合にはこれに協力する意向とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者は、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4. 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所

の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「3. 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクリーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの詳細は本公開買付けに関する公開買付者が 2026 年 2 月 16 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上